

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（案）に係る意見公募手続等の要否について

- 行政機関が定める命令等であって、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項各号のいずれかに該当するものについては、同法第39条第1項に規定する意見公募手続の実施が不要となる。
- まず、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（案）（以下「本政令案」という。）は、行政手続法第2条第8号イに掲げる「法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。）又は規則」に該当するか問題となる。
- 逐条解説行政手続法（平成27年4月総務省行政管理局）において、「法律に基づく命令」とは「一般には、法律に基づき定められる政令、府省令、（行政委員会の）規則を指す」とされており、本政令案は行政手続法上の「法律に基づく命令」に当たる。
- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づく前期財政調整制度においては、負担調整基準率及び特別負担調整基準率を設定し、各保険者に係る義務的経費（拠出金（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金）及び法定給付費）に占める拠出金の割合が負担調整基準率又は特別負担調整基準率に比して過大となる部分を全保険者（特別負担調整の場合は全保険者及び国費）で負担することとしている。
- 特別負担調整に当たっては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による改正後の法で費用の2/3を国が交付することとされており、この基礎となる負担調整・特別負担調整の対象となる保険者の割合についても、予算編成過程で決定するものである。
- この点、行政手続法第39条第4項第3号においては、「予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき」が掲げられており、本政令案は負担調整基準率及び特別負担調整基準率の設定に用いる負担調整及び特別負担調整の対象となる保険者の割合を定めるものであり、これに該当することから、意見公募手続は不要である。

【参照条文】

◎行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七 （略）

八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ 法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。）又は規則

ロ～ニ （略）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一・二 （略）

三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四～八 （略）

（結果の公示等）

第四十三条 （略）

2～4 （略）

5 命令等制定機関は、第三十九条第四項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第一号から第四号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。

一・二 （略）

◎高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（抄）

（概算前期高齢者納付金）

第三十八条 （略）

2・3 （略）

4 第一項第一号ロの負担調整基準率は、全ての保険者に占める概算負担調整基準超過保険者の割合が著しく少ないものとして政令で定める割合となるよう、年度ごとに政令で定める率とする。

5 第一項第二号ロの特別負担調整基準率は、全ての保険者に占める特別概算負担調整基準超過保険者の割合が少ないものとして政令で定める割合となるよう、年度ごとに政令で定める率とする。

6 （略）

（国の負担）

第九十三条 （略）

2 （略）

3 国は、前二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、年度ごとに、支払基金に対して当該年度の特別負担調整見込額の総額等の三分の二を交付する。ただし、前々年度の特別負担調整見込額の総額等が同年度の特別負担調整額の総額等を超えるときは、

当該年度の特別負担調整見込額の総額等からその超える額を控除して得た額の三分の二を交付するものとし、前々年度の特別負担調整見込額の総額等が同年度の特別負担調整額の総額等に満たないときは、当該年度の特別負担調整見込額の総額等にその満たない額を加算して得た額の三分の二を交付するものとする。

◎前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号）

（法第三十八条第四項の政令で定める割合）

第一条の六 法第三十八条第四項の政令で定める割合は、百分の六・〇〇とする。

（法第三十八条第五項の政令で定める割合）

第一条の七 法第三十八条第五項の政令で定める割合は、百分の十一・一〇とする。